

労働基準局

部局の所掌分野

適正な労働条件の確保

労働時間や賃金などの労働条件に関する最低基準を法律で定め、これらが守られるよう取り組んでいます。

労働契約のルール

労働契約に関する基本的なルールを法律で定め、不当な解雇・雇止め・労働条件の引下げなどから労働者を保護しています。

賃上げに向けた支援

中小企業が賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上や業務改善を行う事業主への相談支援や助成金の支給などを行っています。

安心・安全な職場環境

安心して安全に働くことができる環境を作るため、職場での事故や過労死の防止、労働者のメンタルヘルス不調の予防、病気の治療と仕事の両立支援などに取り組んでいます。

労災保険制度

仕事や通勤が原因で負傷した場合や病気になった場合、さらには命を落とした場合に必要な補償を行っています。

働く人の安心・安全を守り、多様な働き方を実現する

Our Mission...

我が国には、約6,500万人の働く方がいます。働く人の立場に立って、安心・安全で、働きがいのある職場環境づくりを支援することで、働く人の生活を豊かにすることが労働基準局の使命です。少子高齢化による労働力人口の減少、技術革新など、労働を取り巻く環境が大きく変化し、働く人の「働き方」に関するニーズも多様化する中、それぞれが多様な働き方を選択でき、その意欲・能力を最大限に発揮できるよう、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現に取り組みます。

働く人の労働条件を守る

賃金や労働時間などの労働条件は、労働基準法などの法令で最低基準が定められています。こうした法令を企業が遵守するために重要な役割を担っているのが、都道府県労働局、労働基準監督署及びそこで働く労働基準監督官です。

労働基準監督官は、企業を訪問して、法令の趣旨や内容を事業主に御理解いただき、遵守していただくよう丁寧に説明するとともに、労働基準関係法令違反に対する速やかな改善を指導しています。さらに、重大又は悪質な事案については、刑事訴訟法に規定される司法警察員として捜査し、検察庁に送検するなどの対応を行っています。労働基準局では、これらの取組が現場で適切に運用されるよう労働基準監督官などに指示を行い、適正な労働条件が守られ、働く人が安心して暮らせる社会を実現していきます。



▲労働基準監督官による監督指導

働く人の安全と健康を守る

仕事によって怪我や健康障害を負ってしまう「労働災害」は年間13万件以上発生しており、命を落としてしまう災害は700件にも上っています。労働災害の防止のためには、怪我や疾病に繋がる危険な作業環境や仕事のやり方を適切に規制し、時代にあわせてアップデートしていくことが必要ですが、近年は高年齢労働者の転倒事故といった、体力の低下などの個々人の状態の影響も大きい労働災害も増えてきており、従来型の規制では対応が難しくなってきています。

また、高齢化や医療技術の進歩等により、病気を治

療しながら仕事をされる方も増加しており、それを支える職場環境づくりが重要となっています。

こうした課題に対応し、これからも、働く人の安全と健康を守り、安心して働くことができる社会を目指して、現在、必要な制度の見直しについて検討を進めています。



▲働く現場における機械の検査

労災保険制度について

労働災害が生じたときは、働く人を迅速かつ公正に保護するために必要な労災保険給付を行います。

労災保険には、労働者以外の働く方でも一定の要件を満たす場合には任意加入でき、仕事中等の怪我等に対して補償を受けられる特別加入制度があります。

働き方の多様化や、社会経済情勢の変化等を踏まえて、特別加入の対象拡大等を行っており、2024年11月から、フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行されたことと合わせて、これまで対象となっていた業種のフリーランスの方を特別加入の対象に追加しました。



▲労災保険特別制度のパンフレット

Hot Topics

働き方の更なる改革

時間外労働の上限規制などを導入した働き方改革関連法の施行から5年が経過し、その施行の状況等を踏まえた検討を行う時期を迎えていました。また、職業人生の長期化・複線化、価値観やライフスタイルの個別化・多様化、テレワーク等の場所にとらわれない働き方の広がりも進んでいます。

これらのことから、時間外労働や休日などのルールのより適切な在り方について議論しています。



▲働き方改革特設サイト

最低賃金の引上げ・賃金のデジタル払い

2024年度の最低賃金は、物価上昇が続いていることを踏まえ、目安制度が始まって以降最高となる全国加重平均51円の引上げとなりました。また、中小企業等が賃上げしやすい環境の整備のため、生産性向上支援などを実施しています。

また、賃金支払いに関する新たな選択肢として、銀行口座への振込などに加えて、厚生労働省の審査を経て指定された資金移動業者（例えば●●Payと呼ばれるサービス）の口座に支払うことも認められており、2024年9月から実際にこの方法での賃金支払いが始まりました。



▲賃金デジタル払いのリーフレットの画像